

V 健康教育・啓発

1. 刊行物

大学の広報誌「学園だより」に掲載した飲酒に関する保健管理センターからののお知らせを図1に示す。

図1 「学園だより」第181号(2017春号)

保健管理センターからのお知らせ

危険な飲酒を防ぐために

平成24年、本学で飲酒事故があり、一人の若く貴重な命が失われてしまいました。私たちはそのことを深く心に刻まなくてはなりません。未成年飲酒や飲酒運転、飲酒の強要は、明らかに社会のルールに反する行為です。こうした行為に対しては毅然とした態度でNOを表明し、自身と周囲の人たちの未来を守ってください。

未成年者の飲酒は厳禁

成長期にある未成年者の飲酒は、脳の機能低下や性腺機能障害などを引き起こしたり、短期間でアルコール依存症が発症すると言われています。また、交通事故、転倒・転落などの事故や暴力行為などの犯罪に巻き込まれる危険性も高くなります。未成年者自身はどんな場面であっても飲酒を断り、また成人は未成年者に決して飲酒をさせてはいけません。

STOP! アルコールハラスメント

場の空気や上下関係から飲酒を強要する行為はアルコールハラスメントであり、命を奪うこともあります。以下のいずれもがアルコールハラスメントですので、決して行ってはいけませんし、このようなことをしている人を止めなければなりません。

<h4>飲酒の強要</h4> <p>上下関係・歴の保続・によるはやしたて・賭ゲームなどといった形で心理的な圧力をかけ、飲まざるをえない状況に追い込むこと。</p>	<h4>イッキ飲ませ</h4> <p>場を盛り上げるために、イッキ飲みや早飲み競争などをさせること。「イッキ飲み」とは一度で飲み干すこと、早飲みも「イッキ」と同じ。</p>	<h4>意図的な酔いつぶし</h4> <p>酔いつぶすことを意図して、飲み会を行なうことで、傷害行為にもあたるといえるケースでは社からの提言やパケツ、「つぶれ部屋」を用意していることもある。</p>
<h4>飲めない人への配慮を欠くこと</h4> <p>本人の体質や意向を無視して飲酒を勧める、宴会に酒類以外の飲み物を用意しない、飲めないことをからかったり侮辱する、など。</p>	<h4>酔ったうえでの迷惑行為</h4> <p>酔って絡むこと、悪ふざけ、暴言・暴力、セクハラその他のけんしめく行為。</p>	

当センターではアルコールに関するDVDの放映と、「アルコールリッチテスト」を9月月中旬頃に開催する予定です。(詳細は随時掲示等でお知らせいたします) みなさんのご参加をお待ちしています。

「学園だより」第182号(2017秋号)

アルコールから身を守るために

アルコールは中枢神経抑制作用を持つ薬物です。取り扱いを間違えると命に危険が及ぶ物質です。ルールを守ってアルコールの害から身を守りましょう。

これらは絶対にしてはいけない、させてはいけません

<h4>未成年者飲酒</h4> <p>未成年者は飲酒は厳禁です。また、20歳の誕生日を迎えたからといって急に大量に飲み始めることは危険です。</p>	<h4>飲酒運転</h4> <p>飲酒運転は自動車だけでなく自転車も原付も禁止です。飲んだら運転はできません。</p>	<h4>アルコールハラスメント</h4> <p>飲酒の強要、イッキ飲ませ、意図的な酔いつぶし、飲めない人への配慮を欠くこと、酔ったうえでの迷惑行為—これらは全てアルコールハラスメントです。</p>
--	---	--

アルコールについて誤解していませんか？

誤解1 適量飲酒は体にいい

大学生には当てはまりません。適度な飲酒をする人の方が死亡率が低いとされているデータは40歳以上の人の調査によって出された結果です。大学生を含む若年者は飲酒量に比例して直線的に死亡率が上がるとい結果がありますので、大学生にとってはアルコールは体にいい飲み物ではない、ということを知っておきましょう。

誤解2 たまにしか飲まないから大丈夫

そのままに飲むときに大量に飲んでいませんか？商大生の調査では「コンパ等の時だけ飲む」と回答した人の半数以上が「足元がふらつくほど」以上の飲酒を経験したと回答しています。短時間での多量飲酒はビンジ飲酒と呼ばれていますが、日本の大学生で年1回以上ビンジ飲酒を経験した学生はアルコールによる怪我が25.6倍も増加することが報告されました。ビンジ飲酒は急性アルコール中毒、怪我、けんか、犯罪などを引き起こしますし、将来の過剰な習慣飲酒にもつながります。

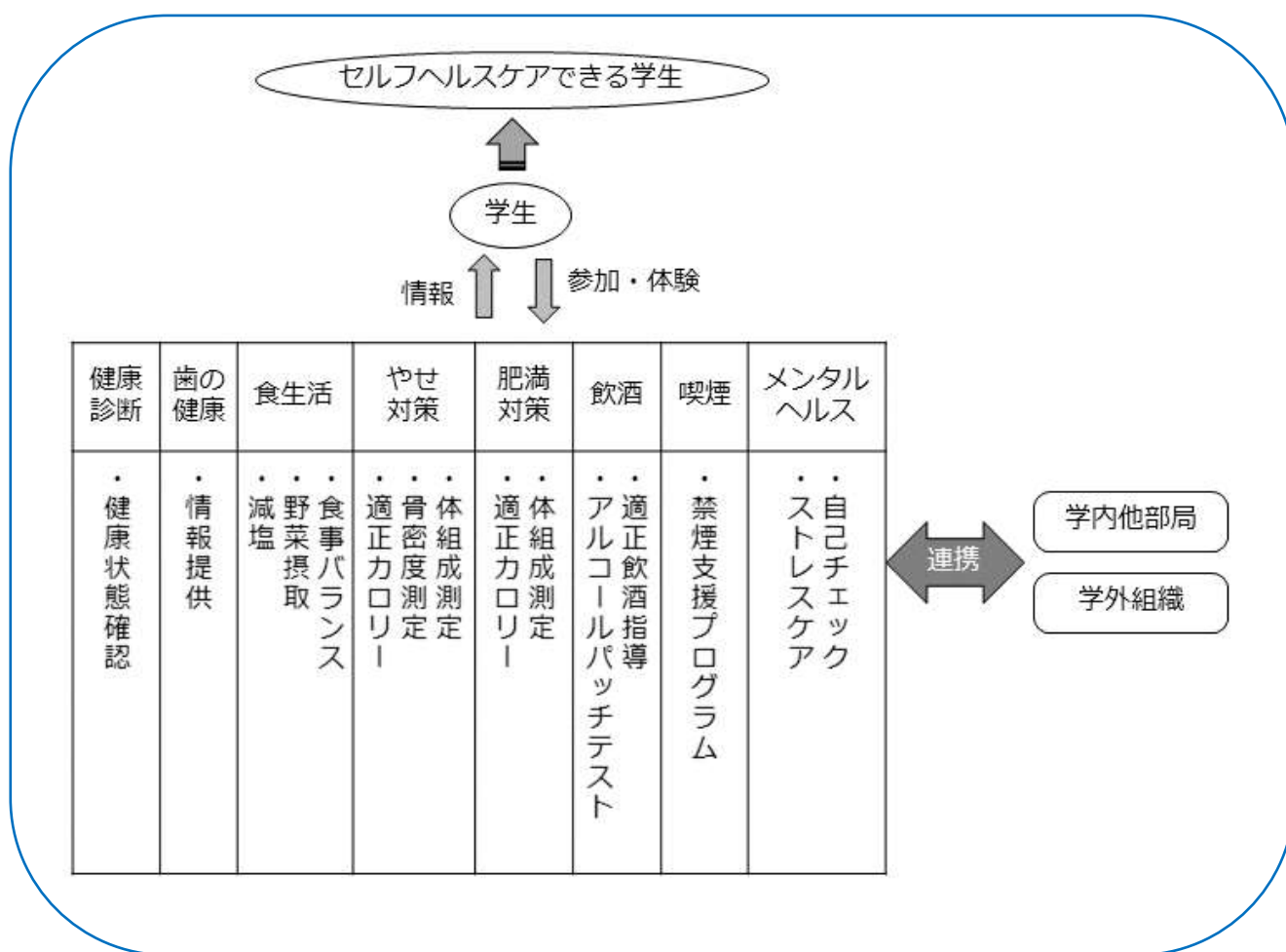
飲んでほろ酔いまで

コンパ等の際には、アルコールを飲まない、という選択肢も考慮にいれつつ、飲むときはほろ酔いまでにしましょう。気が大きくなったり、大声でがなりたてる、怒りっぽくなる、立てばふらつくなどは酩酊初期の症状ですので、このような症状が出るほどは飲まないようにしましょう。

2. 商大生を元気に！プロジェクト

プロジェクトの目的、概要：一人ひとりの学生が健康な大学生活を送り、卒業後も健康に社会で活躍できるようなることを目的に、従来から保健管理センターで実施されてきた学生に対する健康支援事業をレベルアップし、学生の健康づくりに必要な分野のプログラムを総合的に提供する。学生は情報を得るだけでなく、参加・体験することによって健康に対する関心を持ち、セルフヘルスケアが可能となることを目指す。保健管理センター単独ではなく、他の学生支援にかかわる事業や部局とも連携して実施する（図2）。

図2 プロジェクトイメージ



(1) 健康診断結果確認

健康診断の結果確認を促すためのポスターを作成し、掲示板に掲出した。

(2) 飲酒対策

商大生を元気に！プロジェクト（アルコール対策編）としてアルコールパッチテスト・AUDIT テストを実施。

対象：全学生、教職員

実施期間：平成29年6月5日（月）～16日（金）9:00～16:30（12:00～13:00 昼休み）

場所：保健管理センター

周知方法：ポスター掲示、ホームページ

【実施内容、方法】

①アルコールパッチテスト

70%エタノールをパッチテスト用のパッチにしみこませ、腕の皮膚の柔らかい部分に7分貼付後パッチをはがし、10分後に貼付部位の皮膚色で判定。

皮膚色の变化なし→陰性(活性型)、赤身があるもの→陽性(低(不)活性型・弱いタイプ)。

陰性者には青、陽性者には赤の判定結果票(カード)を配布した。

②AUDIT(The Alcohol Use Disorders Identification Test) 飲酒習慣スクリーニングテスト

現在の飲酒習慣を確認する

③その他

DVD 放映 「STOP アルコールハラスメント」

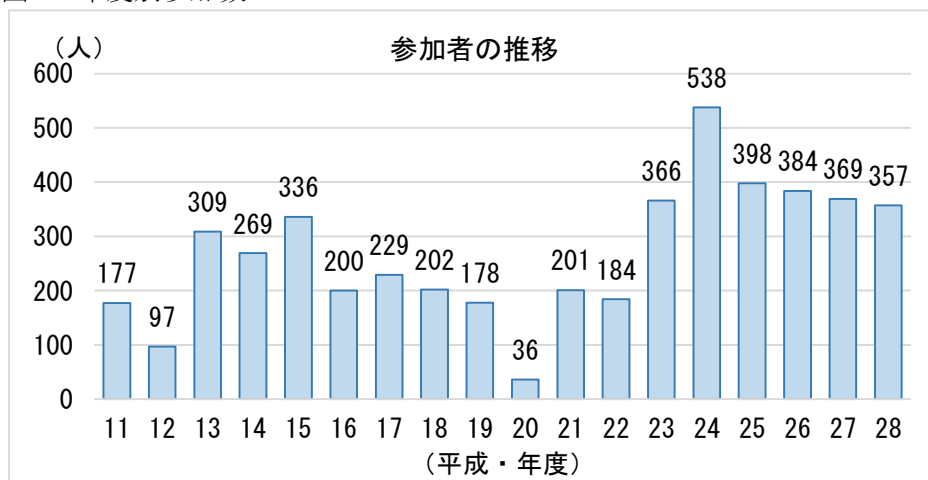
パンフレット、小冊子等を設置

【実施結果】

表1 学年別参加数

学年	1年生	2年生	3年生	4年生	職員	合計
人数(%)	318(89%)	32(9%)	1(0.3%)	3(0.8%)	3(0.8%)	357

図3 年度別参加数



※平成21年度は規模を縮小して実施

表2 日別参加数

実施日	5(月)	6(火)	7(水)	8(木)	9(金)	12(月)	13(火)	14(水)	15(木)	16(金)	合計
人数(人)	31	59	18	69	49	29	30	18	27	27	357

表3 男女別アルコールパッチテスト結果(学生)

	陽性(弱いタイプ)	陰性(強いタイプ)	合計
男性	80(48%)	94(54%)	174(49%)
女性	72(40%)	108(60%)	180(51%)
合計	152(43%)	202(57%)	354(100%)

表 4 男女別 AUDIT 結果(学生)

重症度	点数	男性	女性
非飲酒群	0点	168	122
危険の少ない飲酒群	1～9点	47	11
危険な飲酒群	10～19点	4	1
アルコール依存症疑い群	20点以上	1	0

(3) 肥満・やせ対策

体組成・骨密度測定を実施した。

対象：全学生、教職員

実施期間・場所：平成 29 年 7 月 10 日（月）～14 日（金） 9：00～12：00、13:00～16：30

実施場所：保健管理センター

周知方法：ポスター掲示、ホームページ掲載

【実施内容・方法】

①体組成は TANITA デュアル周波数体組成計 DC-320(スタンダードで測定)を用いて測定。身長は自己申告とし、体重、BMI、体脂肪率、筋肉量等を測定した

②骨密度：超音波骨密度測定器ビーナスを用いて骨梁面積率を測定し、年齢と骨梁面積率から 5 段階に判定。

③生活習慣アンケート：食生活、運動、紫外線対策、体格の意識

④その他：健康情報の冊子やパンフレットを自由に閲覧し持ち帰れるように設置。

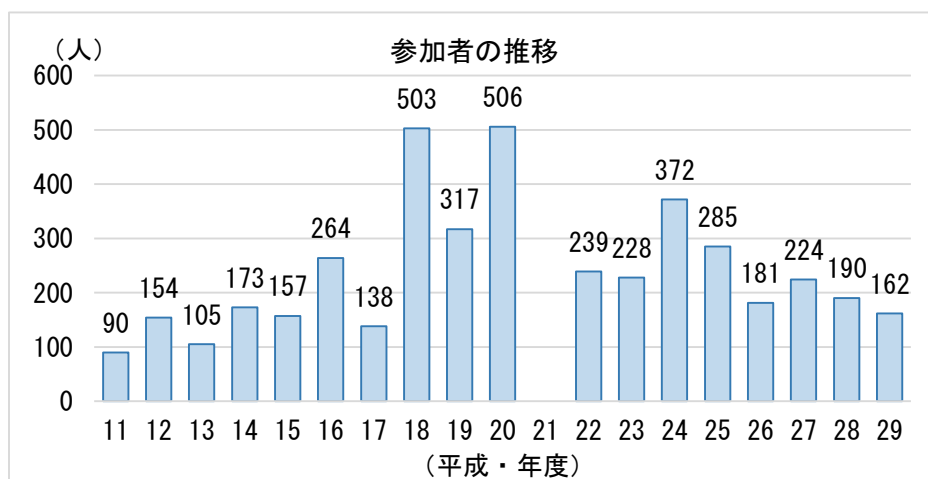
【実施結果】

①参加数

表 5 参加者数（学生・職員別）

	学生	職員	合計
体組成	149	13	162
骨密度	151	11	162
生活習慣アンケート	140		140

図 4 年度別体組成測定参加数



※平成 11～17 年度は体脂肪測定を実施。平成 21 年度は実施せず。

②体組成測定結果

表 6 学生男女別体組成測定結果

性別	平均 BMI	平均体脂肪率	平均筋肉量
男性 (84 人)	22.5	15.5%	8.3 kg
女性 (65 人)	20.7	25.6%	7.1kg

③骨密度測定結果 (学生・職員)

表 7 男女別骨密度測定結果

性別	判定区分				
	1 十分良い	2 普通・平均域	3 普通・平均域	4 やや少なめ	5 少なめ・注意
男性 (85 人)	27(32%)	22(26%)	18(21%)	18(21%)	0
女性 (77 人)	12(16%)	14(18%)	20(26%)	27(35%)	4(5%)

④生活習慣アンケート結果 (学生)

表 8-1 生活習慣の状況 (年齢の記載がなかった 2 人を除く 138 人の集計)

乳製品の摂取 (現在)		毎日食べる	時々食べる (週 3~5 日)	ほとんど食べない
	男性	25(35%)	29(40%)	17(24%)
	女性	17(26%)	34(52%)	15(23%)
乳製品の摂取 (小中高生の頃)		毎日食べていた	時々食べていた (週 3~5 日)	ほとんど食べていない
	男性	40(56%)	21(29%)	7(10%)
	女性	30(45%)	22(33%)	10(15%)
運動 (現在)		週 5 日以上	週 2~4 日	週 1 日以下
	男性	21(29%)	43(60%)	8(11%)
	女性	10(15%)	27(41%)	29(44%)
運動 (小中高生の頃)		週 5 日以上	週 2~4 日	週 1 日以下
	男性	42(58%)	19(26%)	7(10%)
	女性	17(26%)	32(48%)	12(18%)
紫外線対策 ※		夏も冬もしている	強い日差しでしている	特にしていない
	男性	0	11(15%)	61(85%)
	女性	13(20%)	43(65%)	9(14%)

※日焼け止めや日傘、長袖等で紫外線を浴びないようにすること

表 8-2 体型意識とダイエット経験

体型意識		太っている	ちょうどいい	やせている	
	男性	23(32%)	30(42%)	19(26%)	
	女性	29(44%)	32(48%)	5(8%)	
食事のダイエット		現在している	今はしていないが経験がある	したいと思ってるが経験はない	したいと思ったこともない
	男性	10(14%)	11(15%)	11(15%)	40(56%)
	女性	13(20%)	15(23%)	26(39%)	12(18%)
運動のダイエット		現在している	今はしていないが経験がある	したいと思ってるが経験はない	したいと思ったこともない
	男性	15(21%)	15(21%)	11(15%)	31(43%)
	女性	15(23%)	16(24%)	27(41%)	8(12%)

(4) メンタルヘルス対策

講演会 メンタルヘルスセミナー

日時：12月8日 12：50～14：20

講師：杉山成特別修学支援室長・心理学教授

タイトル：

心理学Ⅱの公開講座として実施。参加学生約100人

内容はストレスのメカニズムの解説、ストレスマネジメントの方法について。

VI 産業衛生活動

表 1 衛生委員会構成員

委員名	職名	氏名
総括衛生安全管理者	総務・財務担当副学長	江頭 進
衛生管理者	看護師	佐藤希代巳
安全管理者	施設課長	成田 芳道
産業医	保健管理センター教授	高橋 恭子
5号委員	企業法学科准教授	国武 英生
5号委員	一般教育系准教授	石崎 香理
5号委員	教務課専門員	畠中 勇

表 2 衛生委員会

回	開催月	主要議題等
1	平成 29 年 4 月	平成 29 年度安全衛生管理計画の策定について ハラスメント防止研修について (報告事項) 学内定期巡視について、職員を対象としたカウンセリング体制の検討について
2	5 月	教員研究室の職場巡視について 職員を対象とするカウンセリング体制について (報告事項) 学内定期巡視について、復職支援プログラム検討WGの設置について
3	6 月	ストレスチェックの実施について VDT 健診の実施について 教員研究室の職場巡視について 前期期末試験に係る作業場所の確保について (報告事項) 学内定期巡視について
4	7 月	職員インフルエンザワクチン接種の実施について 夏季における研究室の環境について (報告事項) 学内定期巡視について
5	8 月	国立大学法人小樽商科大学職場復帰支援実施要項の一部改正について 国立大学法人小樽商科大学職員の試し出勤の実施に関する要項の制定について (報告事項) 学内トイレの整備状況等について、定期健康診断の実施について、学内定期巡視について
6	9 月	国立大学法人小樽商科大学職場復帰支援実施要項の一部改正について 国立大学法人小樽商科大学職員の試し出勤の実施に関する要項の制定について 教職員を対象とするカウンセリングの試行実施について (報告事項) 学内定期巡視について、教員研究室の安全衛生状況点検の実施状況について、労働・通勤災害の発生状況について、インフルエンザ予防接種の申し込み結果について
7	10 月	国立大学法人小樽商科大学職場復帰支援実施要項の一部改正について 国立大学法人小樽商科大学職員の試し出勤の実施に関する要項の制定について (報告事項) 学内定期巡視について

8	11月	国立大学法人小樽商科大学職員の試し出勤の実施に関する要項の制定について ストレスチェック集団分析結果を踏まえた職場環境の改善について 体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について (報告事項) 学内定期巡視について、平成29年度定期健康診断及びVDT健診結果について
9	12月	職員休憩室の整備について (報告事項) 学内定期巡視について
10	平成30年 1月	(持ち回り開催) 国立大学法人小樽商科大学職員の試し出勤の実施細則の一部修正について
11	1月	(持ち回り開催) (報告事項) 学内定期巡視について
12	2月	(持ち回り開催) (報告事項) 学内定期巡視について
13	3月	職員健康診断の受診の徹底について 平成30年度ストレスチェックの実施について (報告事項) 学内定期巡視について、メンタルヘルス研修実施状況、教職員を対象とするカウンセリングの試行実施状況、平成29年度労働災害発生状況

表3 保健管理センターの主な活動

実施日	内容
12月4日～8日	教職員対象インフルエンザ予防接種 接種者122人

特別修学支援室

平成29年度の活動

(1) 登録学生数

平成29年度に支援室に新規に登録し、修学上の支援を受けたのは1年次生、2名であり、既登録学生を含めて、支援室登録学生は6名となった。内訳は表1のようであった。

なお、この他に正式に登録はしていないものの、学生何でも相談室において障がいについての相談(受診のメリットとデメリットの確認、受診機関選択等の相談)を行っている学生が数名存在する。

表1 障がいのカテゴリーと該当学生数(人)

	1年次生	2年次生	3年次生	4年次生	過年度生	大学院生
視覚障がい						
聴覚・言語障がい						
肢体不自由		1				
病弱・虚弱		2				
重複						
発達障がい(診断書あり)	1			1		
精神障がい						
その他の障がい	1					

(障がいのカテゴリーは学生支援機構の形式に基づく)

(2) 修学支援の内容

学生との面談(一部の学生については保護者、高校の担任との面談も実施)の結果を踏まえ、特別修学支援連絡会議で協議を行い、それぞれの学生への合理的配慮の調整を行った。そして、授業担当教員等との協議を経て実行された。その一例を以下に示す。

また、それぞれの学生との間で定期的な面談を行い、「困り感」(学生生活において何に困っているのか、どのように困っているのかという問題意識)の把握を行った。

肢体不自由のある学生への支援の例

- ・ 体調不良時の途中退室を許可する
- ・ 教室移動に時間がかかることが予想される場合、遅刻して入室することを許可する
- ・ 定期試験時の座席位置を途中退室可能な位置に変更する

病弱・虚弱の学生への支援の例

- ・ 授業の録音、授業スライドの撮影を許可する
- ・ 体調不良時の途中退室を許可する
- ・ 履修抽選の際に、障がいによる制約を受けにくい科目を優先的に受講できるよう配慮する
- ・ 定期試験の時間延長とその際に別室で受験することを許可する
- ・ 体調不良による欠席が続いた場合、欠席基準の緩和か代替措置について許可する
- ・ 体調不良が続いた場合、レポートの提出期限の延長を許可する

発達障がいのある学生への支援の例

- ・ 授業の録音、授業スライドの撮影を許可する
- ・ 研究指導担当教員に対し、障がい特性について情報提供を行う
- ・ 外部の就労支援施設（障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク等）と連携し、就職活動に向けた協議を行う

（3）ピア・サポート活動

平成 29 年度より、障がいのある学生や、障がいはないものの学生生活で困り感を抱えている学生を対象に、16 名のサポーター（特別修学支援室専任教員のゼミナールに所属する学生）によるピア・サポート活動（学生による学生支援）を開始した。主な活動は以下のようであった。

- ・ 相談会の開催。何でも相談 1 回（10 日間）、レポート・試験対策相談 2 回（6 日間／5 日間）を行い、のべ 58 名の学生参加があった。
- ・ 学内バリアフリーマップの作成。車いすで移動が困難な場所の確認や、階段に設置されている電動リフトの動作確認を行い、バリアフリーマップを作成した。
- ・ 大学生活についてのパンフレット作成。新入生向けに大学の学習における注意点や時間割作成のコツについて説明したパンフレット二冊を作成、配布した。

（4）その他の活動

登録学生への修学支援のほか、平成 29 年度に支援室で行った活動には以下のようなものがあった。

入試・広報

- ・ 支援室ウェブサイト (<http://www.otaru-uc.ac.jp/~sugiyama/index.html>) の更新
- ・ 学内広報誌「学園だより」への支援室の記事掲載（第 182 号、第 183 号）
- ・ オープンキャンパス（8/8）における相談対応
- ・ 保護者連絡会（10/21）における相談対応
- ・ 大学入試センター試験（1/13, 14）における障がいのある学生の別室受験への対応
- ・ 前期個別試験（2/25）における障がいのある学生の別室受験への対応

研修会等参加

- ・ 一般社団法人子ども・青少年育成支援協会・発達障害理解講座（5/13）参加
- ・ AHEAD JAPAN 第 3 回大会（全国高等教育障害学生支援協議会）（6/17, 18）参加
- ・ 平成 29 年度 全国障害学生支援セミナー「体制整備支援セミナー2」（8/18）参加
- ・ 平成 29 年度 全国障害学生支援セミナー（日本学生支援機構 11/2）参加
- ・ 平成 29 年度 ピア・サポート・トレーナー養成講座（日本ピア・サポート学会 1/8, 9）参加

施設・管理体制

1. 規程

小樽商科大学保健管理センター規程

(平成25年3月12日制定)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 小樽商科大学学則第6条第2項の規定に基づく小樽商科大学保健管理センター（以下「センター」という。）の管理運営に関する必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 センターは、小樽商科大学（以下「本学」という。）の学生及び教職員の健康の増進、疾病の予防及び早期発見その他保健管理に関する専門業務並びに障がいのある者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する者をいう。）への支援を行うことを目的とする。

第2章 業務及び組織

(業務)

第3条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 定期及び臨時の健康診断
- (2) 健康診断の事後措置等健康の保持増進についての必要な指導
- (3) 健康相談及び指導助言
- (4) 精神衛生に関する相談及び指導助言
- (5) 応急処置
- (6) 感染症の予防及び学内の環境衛生の改善
- (7) 飲酒及び薬物乱用防止等に関する教育及び啓発
- (8) 学内の保健管理に関する実施計画の企画及び立案
- (9) 保健管理の充実向上のための調査研究
- (10) 障がいのある者への支援
- (11) その他保健管理及び障がいのある者への支援に関して必要な専門的業務、教育及び啓発

(組織)

第4条 センターに、障がいのある本学学生（入学志願者を含む）のために小樽商科大学保健管理センター特別修学支援室（以下「支援室」という。）を置く。

2 支援室に関する必要な事項は、別に定める。

第5条 センターに次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 専任教員（医師の資格を有する教授又は准教授）
- (3) 専任教員（教授又は准教授）
- (4) 医療技術職員（看護師等の資格を有する者）

(5) カウンセラー

(6) その他必要な職員

2 所長は、センターの業務を掌理する。

3 専任教員（医師の資格を有する教授又は准教授）は、第3条各号に掲げる業務のほか、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に定める学校医としての業務

(2) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）及び国立大学法人小樽商科大学職員安全衛生管理規程に定める産業医としての業務

4 専任教員（教授又は准教授）は、小樽商科大学保健管理センター特別修学支援室規程第3条各号に掲げる業務を行う。

5 医療技術職員は、第3条各号に掲げる業務を行う。

6 カウンセラーは、精神衛生に関する相談等の専門的業務を行う。

（所長の選任等）

第6条 所長は、本学専任教員又は役員のうちから第8条に規定する運営委員会が推薦し、学部・大学院合同教授会及び教育研究評議会の議を経て、学長が選任する。

2 所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 所長に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

（学校医等の委嘱）

第7条 学校医及び産業医に欠員が生じた場合は、所長の推薦に基づき、次条に規定する運営委員会の議を経て学長が委嘱する。

2 カウンセラーは、所長の推薦に基づき次条に規定する運営委員会の議を経て学長が委嘱する。

第3章 運営委員会等

（運営委員会）

第8条 センターに、センター業務の運営に関する必要な事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第9条 委員会は、次の事項を審議する。

(1) 学生及び教職員の保健管理の基本方針に関する事項

(2) センターの事業計画に関する事項

(3) 所長候補者の推薦に関する事項

(4) センターの専任教員の選考に係る基本方針に関する事項

(5) 学校医、産業医及びカウンセラーの選考に関する事項

(6) 障がいのある者への支援に関する事項

(7) その他センターの運営に関する事項

（組織）

第10条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 所長

(2) 教育担当副学長

- (3) センターの専任教員（医師の資格を有する教授又は准教授）
- (4) センターの専任教員（教授又は准教授）
- (5) 学長が指名した教員 3名
- (6) 教務課長
- (7) 学生支援課長
- (8) 総務課長
- (9) その他学長が必要と認めた者 若干名

（任期）

第11条 前条第5号及び第9号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

（委員長）

第12条 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長が指名する委員がその職務を代行する。

（議事）

第13条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

（専門部会）

第14条 センターは、委員会の下に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関する必要な事項は、別に定める。

第4章 雑則

（事務）

第15条 センターに関する事務は、学生支援課において、各課室の協力を得て行う。

（雑則）

第16条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て所長が定める。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際現に所長である者の任期については、第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

小樽商科大学特別修学支援室規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小樽商科大学保健管理センター規程（以下「センター規程」という。）第4条第2項の規定に基づき、小樽商科大学保健管理センター特別修学支援室（以下「支援室」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 支援室は、小樽商科大学（以下「本学」という。）において障がいのある学生（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する者をいう。）に学修及び研究を行う上で必要な支援を行うとともに、関係課室等と連携し、本学における障がいのある学生への支援の充実を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 支援室は、次の業務を行う。

- (1) 障がいのある入学志願者との事前相談に関すること
- (2) 障がいのある学生からの修学等の相談に関すること
- (3) 障がいのある学生の支援方策の立案及び実施に関すること
- (4) 障がいのある学生の教育方法の改善等の提言に関すること
- (5) 障がいのある学生の施設・設備の改善等の提言に関すること
- (6) 教職員及び学生への意識啓発に関すること
- (7) 支援室にかかる広報等に関すること
- (8) その他障がいのある学生への合理的配慮及び支援に関し必要なこと

(組織)

第4条 支援室に次の職員を置く。

- (1) 室長
- (2) センター規程第5条第1項第3号に規定する専任教員
- (3) 事務職員

2 室長は、本学の専任教員のうちから学長が選任する。

3 室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 室長に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

5 室長は、支援室の業務を掌理する。

(臨時相談員)

第5条 室長は、必要と認めるときは、学生相談の内容に応じ、専門的知識を有するものを臨時相談員として委嘱することができる。

(秘密の保持)

第6条 第3条に定める業務に携わる者は、個人の秘密保持について特に留意し、職務上必要な場合を除いて、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(特別修学支援連絡会議)

第7条 障がいのある学生の修学支援に関する諸問題について、関係組織の緊密な連携を確保し、必要な対応を検討するため、支援室に特別修学支援連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

2 連絡会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長

- (2) 教務委員会委員長
- (3) 学生委員会委員長
- (4) 専任教員（医師の資格を有する教授又は准教授）
- (5) 教務課長
- (6) 学生支援課長
- (7) その他室長が必要と認めた者

3 連絡会議の議長は室長とする。

（事務）

第8条 支援室の事務は、学生支援課が関係課室の協力を得て行う。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、支援室の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2. 保健管理センター運営委員会・特別修学支援室連絡会議

表1 運営委員会

職名	氏名
委員長 保健管理センター所長	高橋 恭子
教育担当副学長	鈴木 将史
保健管理センター専任教員	杉山 成
学長指名 一般教育系教授	西永 亮
学長指名 一般教育系教授	花輪 啓一
学長指名 言語センター准教授	李 賢駿
教務課長	藏重 治
学生支援課長	西田 政利
総務課長	佐藤 陽一

表2 特別修学支援連絡会議

職名	氏名
特別修学支援室長	杉山 成
教務委員会委員長	松家 仁
学生委員会委員長	鈴木 将史
専任教員	高橋 恭子
教務課長	藏重 治
学生支援課長	西田 政利

3. 職員

表1 保健管理センター職員

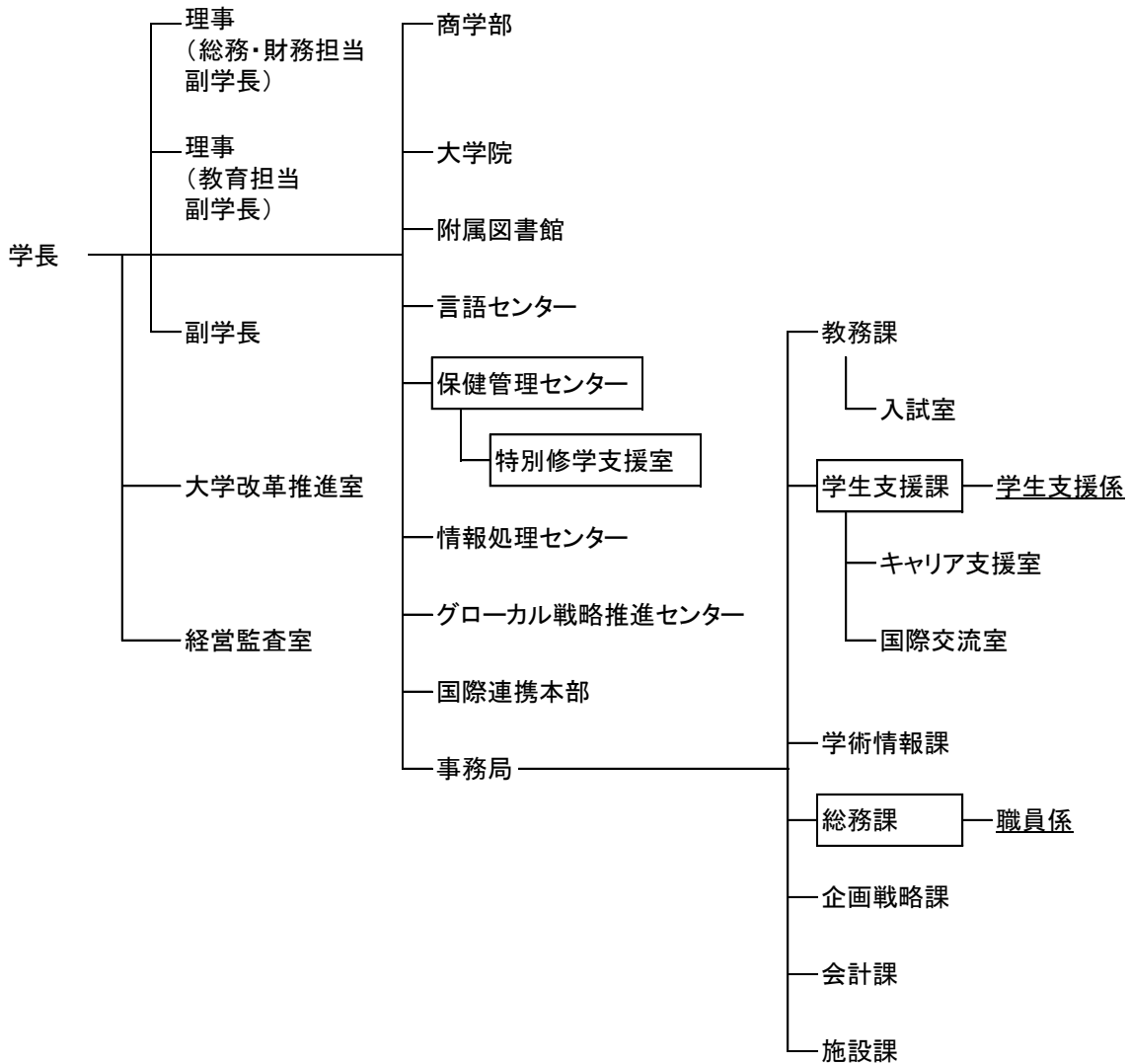
職名	氏名
所長	高橋 恭子
保健管理センター専任教員（特別修学支援室長）	杉山 成
看護師	佐藤希代巳
看護師（非常勤）	中川美和子
臨床心理士（非常勤）	秋谷 博夫
臨床心理士（非常勤）	今井智香子

表2 特別修学支援室職員

職名	氏名
特別修学支援室長	杉山 成
事務職員	石田ひろみ
事務補佐員	相原真理奈
事務補佐員	ベアード朱音

4. 組織機構図

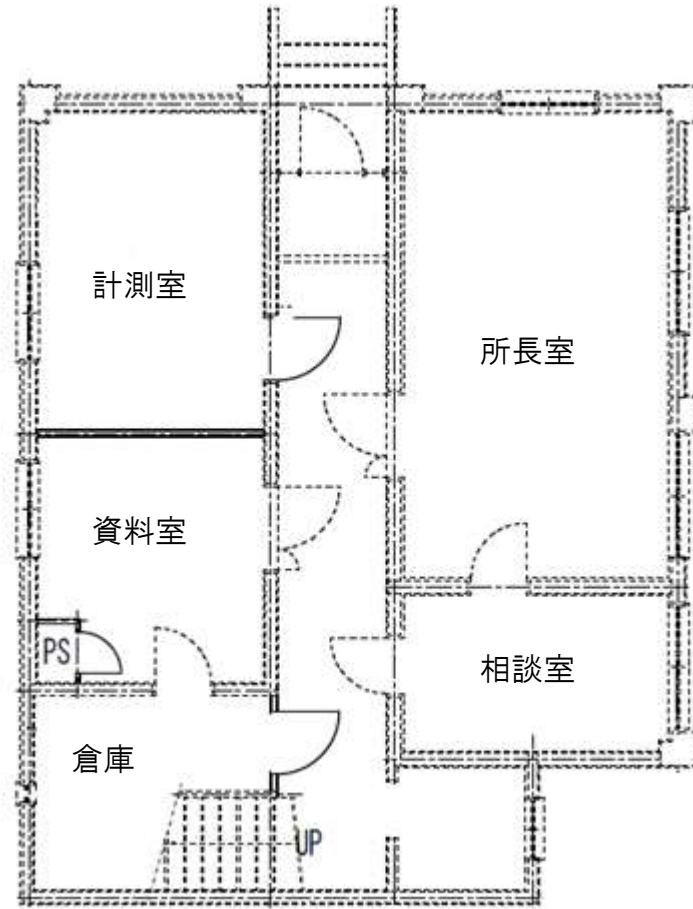
平成 29 年 4 月 1 日



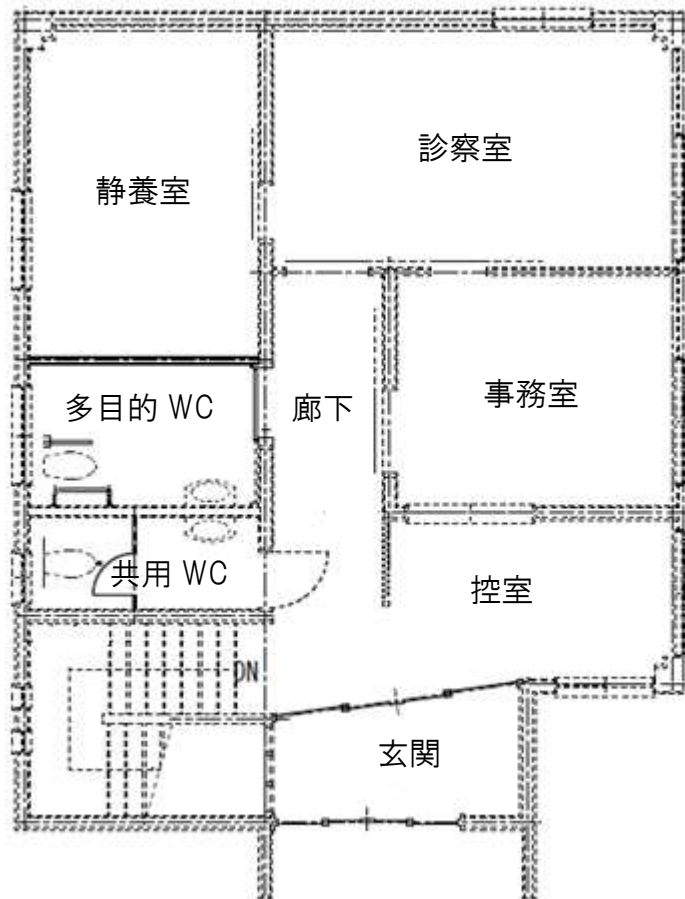
5. 平面図

(1) 保健管理センター平面図

1 階平面図

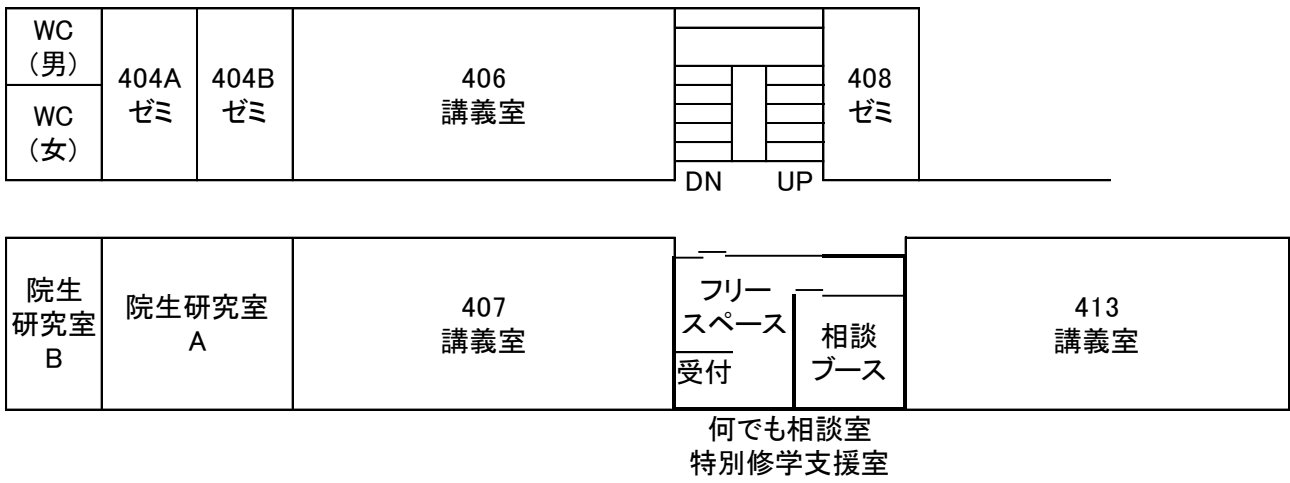


2 階平面図



(2) 特別修学支援室平面図

3号館4階



小樽商科大学保健管理センター報告書

平成 29 年度

発行 平成 31 年 1 月

編集・発行

小樽商科大学保健管理センター

〒047-8501 小樽市緑 3 丁目 5 番 21 号

TEL 0134-27-5266

e-mail c_hoken@office.otaru-uc.ac.jp